第四十二条第一項中「又は企業担保権の実行」を「、企業担保権の実行又は外国租税滞納処分」に改め、同条第二項中「実行の手続」の下に「並びに外国租税滞納処分」を加える。

第四十三条第一項中「国税滞納処分」の下に「（外国租税滞納処分を除く。次項において同じ。）」を加える。

第九十七条第三号及び第五号中「又は」を「若しくは」に改め、「請求権」の下に「又はこれらに類する共助対象外国租税の請求権」を加える。

第百条第二項中「請求権」の下に「（共助対象外国租税の請求権を除く。）」を加える。

第百三条に次の一項を加える。

5　第一項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権をもって破産手続に参加するには、共助実施決定（租税条約等実施特例法第十一条第一項に規定する共助実施決定をいう。第百三十四条第二項において同じ。）を得なければならない。

第百十四条中「原因」の下に「並びに当該請求権が共助対象外国租税の請求権である場合にはその旨」を加える。

第百三十四条第二項中「原因」の下に「（共助対象外国租税の請求権にあっては、共助実施決定）」を加える。

第百四十八条第一項第三号中「請求権（」の下に「共助対象外国租税の請求権及び」を加える。

第百六十三条第三項中「租税等の請求権」の下に「（共助対象外国租税の請求権を除く。）」を加える。

第二百四十九条第一項中「若しくは仮処分」を「、仮処分若しくは外国租税滞納処分」に改め、「国税滞納処分」の下に「（外国租税滞納処分を除く。）」を、「の手続」の下に「又は処分」を加え、同条第二項中「の手続」の下に「又は処分」を加え、同条第二百五十三条第一項第一号中「請求権」の下に「（共助対象外国租税の請求権を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

4　第一項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権についての同項の規定による免責の効力は、租税条約等実施特例法第十一条第一項の規定による共助との関係においてのみ主張することができる。

（会社法の一部改正）

第七十八条　会社法（平成十七年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五百十八条」を「第五百十八条の二」に改める。

第五百十二条の見出し中「中止命令」を「中止命令等」に改め、同条第一項中「次に掲げる手続」の下に「又は処分」を加え、同項ただし書中「掲げる手続」の下に「又は第三号に掲げる処分」を、「債権者」の下に「又はその処分を行う者」を加え、同項に次の一号を加える。

三　清算株式会社の財産に対して既にされている共助対象外国租税（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。第五百十八条の二及び第五百七十一条第四項において「租税条約等実施特例法」という。）第十一条第一項に規定する共助対象外国租税をいう。以下同じ。）の請求権に基づき国税滞納処分の例によってする処分（第五百十五条第一項において「外国租税滞納処分」という。）

第五百十五条第一項中「若しくは仮処分」を「、仮処分若しくは外国租税滞納処分」に改め、「の手続」の下に「並びに外国租税滞納処分」を加え、同条第二項中「中止した手続」の下に「又は処分」を加える。

第二編第九章第二節第一款中第五百十八条の次に次の一条を加える。

（共助対象外国租税債権者の手続参加）

第五百十八条の二　協定債権者は、共助対象外国租税の請求権をもって特別清算の手続に参加するには、租税条約等実施特例法第十一条第一項に規定する共助実施決定を得なければならない。

第五百四十八条に次の一項を加える。

5　協定債権者は、共助対象外国租税の請求権については、議決権を有しない。

第五百七十一条に次の二項を加える。

3　協定の認可の決定が確定したときは、協定債権者の権利は、協定の定めに従い、変更される。

4　前項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権についての協定による権利の変更の効力は、租税条約等実施特例法第十一条第一項の規定による共助との関係においてのみ主張することができる。

第九百一条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　共助対象外国租税の請求権について、協定において減免その他権利に影響を及ぼす定めをする場合には、徴収の権限を有する者の意見を聴かなければならない。

（罰則の適用に関する経過措置）

第七十九条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八十条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

財務大臣　安住　淳
内閣総理大臣　野田　佳彦

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名

平成二十四年三月三十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

法律第十七号

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律

（地方税法の一部改正）

第一条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条の四第一項第一号中「第五十三条第二十一項」の下に「若しくは第二十三項」を、「第三百二十一条の八第二十一項」の下に「若しくは第二十三項」を加え、「。以下この項において同じ」及び「で、当該更正又は決定によって納付すべき法人税額又は連結法人税額を納付すべき日までに提出されたものに限る。）、第五十三条第二十三項若しくは第三百二十一条の八第二十三項の規定による申告書（法人税に係る更正若しくは決定によって納付すべき法人税額又は法人税に係る更正若しくは決定によって納付すべき連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した道府県民税又は市町村民税の法人税割額に係るもの」を削り、「第七十二条の三十三第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「で、当該税務官署が当該更正又は決定の通知をした日から一月以内に提出されたもの」を削り、「、同条第三項」を「、第七十二条の三十三第三項」に、「、第七十二条の八十九第一項」を「若しくは第七十二条の八十九第一項若しくは第三項」に改め、「（消費税に係る更正又は決定により納付すべき消費税額を課税標準として算定した地方消費税の譲渡割額に係るもので、当該更正又は決定によって納付すべき消費税額を納付すべき日までに提出されたものに限る。）若しくは同条第三項の規定による申告書」を削る。

第二十三条第一項第四号の四中「、第六十八条の十三第四項又は第六十八条の十三第四項」に改める。